



平成30年11月30日～12月20日まで、平成30年第4回定例会が行われました。

12月10日(月)、「健康都市にふさわしいきれいなまちづくりのために」について、一般質問させていただきました。一般質問の様子は、大府市議会ホームページのインターネット録画中継でご覧いただけます。

## 一般質問抜粋

### 「健康都市にふさわしいきれいなまちづくりのために」について

**質問：**『健康都市おおぶ』みんなで美しいまちをつくる条例』について市民にどの程度周知され、理解されているか

**答弁：**本年度に実施した市民意識調査で「ごみの散乱がなく、きれいな景観づくり」に「満足」又は「おおむね満足」と答えた市民の割合は65.8%でした。これは平成28年度の56.8%と比べて9ポイント高くなっており、条例の理念が徐々に市民に浸透しつつあることを示唆していると考えている。また、「自宅周辺をいつもきれいに清掃すること」に「積極的に取り組んでいる」又は「ある程度は取り組んでいる」と答えた市民の割合は74.4%でした。条例に定められている「自主的な活動により、地域の環境美化を推進するよう努める」という市民の役割が多くの方に理解されつつあると認識している。

**質問：**禁止事項の空き缶、吸い殻などのポイ捨ての状況をどのように考えるか

**答弁：**「ごみの散乱がなく、きれいな景観づくり」に「満足」又は「おおむね満足」と答えた市民の割合が増加していること及び環境美化専門員が大府駅前及び共和駅前の路上禁煙地区で1日に回収した吸い殻が平成27年度の約50本から平成29年度は約30本に減少していることから見ると、空き缶、吸い殻などのポイ捨ての状況は改善されてきていると推測でき、市民やアダプトプログラム活動団体などの自主的な環境美化活動によって、きれいな景観が保たれている地域もあると考えている。

**質問：**禁止事項の路上禁煙地区内での喫煙状況をどのように考えるか

**答弁：**水曜日を除く平日のほぼ毎日、大府駅前及び共和駅前の路上禁煙地区を巡回している環境美化専門員が、昨年度1年間に注意を行った路上禁煙地区で喫煙していた違反者の人数は16人で、件数は、徐々に減少しております。路上禁煙地区は多くの方に認知され、改善が図られた一方で路上禁煙地区であることに気付かない方や気付いても喫煙をされる方もいる状況であると考えている。

**質問：**アダプトプログラムの活動について今後どのように進めていく考えか

**答弁：**市民のボランティア活動は清掃美化を含む自然や環境に関する活動、高齢者や障がい者と関わる活動、子どもたちと一緒に活動、特技や趣味を活かした活動、外国人との交流など多様化していることやアダプトプログラムに登録しないで、自主的に環境美化活動としてゴミ拾いをしている市民の方も多くいます。これらのことから、アダプトプログラムを協働の取組のひとつとしてとらえ、引続き参加者の意識の向上や新規の参加を促進するよう啓発に取り組んでまいります。併せて、身近な環境美化活動の推進について市民の方が自主的に行えるよう運動を展開していく。

最後に、

平成27年第2回定例会で『健康都市おおぶ』みんなで美しいまちをつくるために質問をさせていただきました。その時に比べ、市内全体を見てもごみのポイ捨てや路上禁煙地区におけるたばこの吸い殻のポイ捨てが減ってきていることは、部長答弁でもありましたが、条例の理念が少しずつでも周知され理解されつつあるのだと思います。市内全体でポイ捨てが確かに減ってきており、これは、条例での「自主的な活動により、地域の環境美化を推進するよう努める」と定められていることを理解し、アダプトプログラム活動参加者、ご自宅の周りをきれいにされている方がいらっしゃるからであると思います。しかしその反面、未だ、ごみや空き缶、ペットボトルや吸い殻が捨てられている状況は残念でなりません。

また、路上禁煙地区と喫煙可能な場所の境目や、境目にある側溝の中に吸い殻が捨てられている状況は、「ここから先はたばこを吸ってはいけません」と認識しているにも関わらず、吸い殻を捨ててしまうのはなぜなのでしょう。これこそ、マナーとモラルの問題なのですが、捨てられる状況にしない取組みをしなければならぬのではないかと思います。例えば、境目に「ポイ捨て禁止」の立て看板やのぼりなど目立つものを設置し、啓発する必要があるのではないかと考えます。このポイ捨て問題は、市民ひとりひとりのマナーとモラルが大前提ではありますが、今後も、条例の周知をするとともに、まちの健康のためにも、一人でも多くの方に理解していただけるような取組みを進め、「健康都市おおぶ」にふさわしいきれいなまちとなり、「日本一元気な健康都市おおぶ」の実現を願います。と意見を述べさせていただきました。



●大府市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について

平常時から関係者に名簿情報を提供するには、避難行動要支援者の本人の同意が必要となるため、必要な情報を関係者と共有することには限界があり、災害対策基本法の規定に基づき、より多くの避難行動要支援者の情報を平常時から避難支援等関係者に提供できる仕組みを設け、災害発生時等に、円滑かつ迅速な避難が確保され、一人でも多くの避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的として、条例を制定するもの

平成31年4月1日 施行

●犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる条例及び大府市交通安全条例の一部改正について

安心安全なまちづくりを重点的かつ効率的に実施するため、「犯罪のないまちづくりモデル地区」と「交通安全モデル地区」を統合し、「安心安全重点地区」とするため、条例を改正するもの

平成31年4月1日 施行

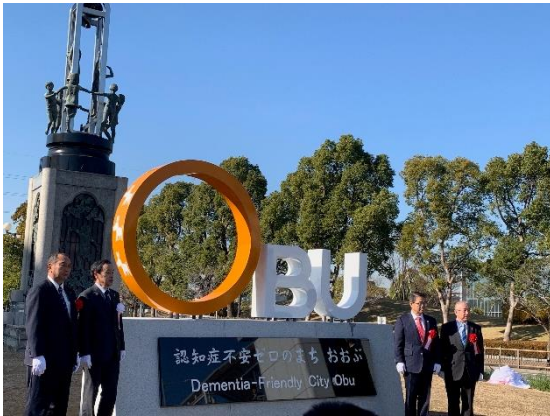
●指定管理者の指定について

- ・ 公の施設の名称 大府市立共和西児童老人福祉センター
- ・ 施設の相手方 大府市東新町一丁目219番地  
社会福祉法人大府市社会福祉協議会  
会長 大 山 尚 雄
- ・ 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

トピックス

★OBUオレンジリングモニュメント

JR大府駅西口駅ロータリーにオレンジリングモニュメントを設置



このモニュメントは、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるように、温かく見守る応援者である「認知症サポーター」の証となる「オレンジリング」をモチーフとしたものです。これは全国で初めてとなる認知症施策の基本条例である、「認知症不安ゼロのまちおおぶ」の制定を記念して、認知症に対する不安のないまちづくりを目指して設置されました。

石碑の銘板の文字「認知症不安ゼロのまちおおぶ」は大村秀章愛知県知事の揮毫によるものです。

★ゆるキャラグランプリ2018

大府市公式キャラクター「おぶちゃん」 6位！！

— 昨年は841位、昨年は42位、  
2018年は全国6位！！



どんなことでも構いませんので、ご意見やご質問などありましたら下記までご連絡ください。



<http://k-hisako.jp>

木下ひさ子後援会事務所

OBU 木下ひさ子

検索

〒474-0035 大府市江端町二丁目88番 TEL/FAX:0562-48-0244 メール:[info@k-hisako.jp](mailto:info@k-hisako.jp)

